

平成 25 年 11 月 26 日

市内介護保険事業者 様

名古屋市健康福祉局高齢福祉部介護保険課

介護サービス事業所の指定の一部の効力の停止処分について

日頃から、本市の介護保険行政に格別のご協力をいただき、厚くお礼申し上げます。
このたび、本市は、介護保険法（平成 9 年法律第 123 号。以下「法」という。）の規定に基づき、下記のとおり行政処分を決定致しました。

記

- 1 処分の対象となる事業者
名古屋市天白区に所在する営利法人
- 2 処分の対象となる事業者
名古屋市天白区に所在する（介護予防）訪問看護事業所
- 3 処分の内容
指定の一部の効力の停止（平成 25 年 12 月 1 日から平成 25 年 12 月 31 日までの間
新規利用者の受入を停止し、介護給付費の請求の上限を 7 割とする）
- 4 処分の原因となる事実
（介護予防）訪問看護事業所の運営に必要な管理者が、平成 24 年 11 月 30 日付で退職
しているにもかかわらず、平成 25 年 4 月 11 日に実施した監査において、代表取締役及
び従業員が、現在も当該管理者が在職中である旨の虚偽の報告を行った。（法第 77 条第
1 項第 7 号及び 8 号並びに第 115 条の 9 第 1 項第 6 号及び 7 号）

問合先

居宅指定係 電 話 9 7 2 - 3 4 8 7

指 導 係 電 話 9 7 2 - 3 0 8 7

F a x 9 7 2 - 4 1 4 7